

亀山市告示第40号

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月18日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成26年亀山市告示第119号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条―第11条」を「第4条―第10条」に、「第12条―第16条」を「第11条―第15条」に、「第17条」を「第16条」に改める。

第2条第1項中「者」の次に「又は事実上の婚姻関係にある者（治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者に限る。）」を加え、同条第4項中「「安心子ども基金管理運営要領に基づく不妊に悩む方への特定治療支援事業」（平成26年2月6日雇児発0206第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施する事業」を「実施する特定不妊治療費助成事業（安心子ども基金管理運営要領（平成21年3月5日文科発第1279号文部科学省初等中等教育局長・雇児発第0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく不妊に悩む方への特定治療支援事業をいう。）」に改める。

第3条第2項第2号中「第4条」を「第3条」に改める。

第4条第1項中「対象は、」の次に「特定不妊治療（」を、「特定不妊治療」の次に「であって、次に掲げる治療内容に限る。以下この章において同じ。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- （1）以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施したもの
- （2）採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止したもの

第4条第2項第7号から第10号までを削る。

第5条第1項第2号中「第9条」を「第8条」に改め、同条第2項中「医療保険各法又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条に規定する医療扶助若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する医療支援給付の対象外の治療を受けた者であること」を「次に掲げる者は、助成金の交付対象者としな

（1）医療保険各法又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条に規定する医療扶助若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する医療支援給付の対象外の治療を受けた者

（2）治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上である者  
第5条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第6条を削る。

第7条第1項中「第4条に規定する算出された」及び「（採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた授精胚による凍結胚移植も1回と見なす。）」を削り、同項ただし書中「10万円」を「、7万5千円」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「及び期間」を削り、同条中「及び期間」を削り、「掲げる」の次に「初めて受けた助成に係る治療期間の初日における妻の年齢の」を加え、同条第1号及び第2号を次のように改める。

（1）40歳未満 通算6回

（2）40歳以上43歳未満 通算3回

第8条第3号から第5号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 助成金の交付を受けた特定不妊治療を経て出産した（妊娠後12

週を経過した後に死産した場合を含む。)後に、新たに助成金の交付を受ける場合にあっては、当該出産まで受けた助成の回数は通算しないことができる。この場合において、前項の規定中「初めて受けた助成に係る治療期間」とあるのは「新たに助成金の交付を受ける治療期間」とする。

第8条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

第3章中第12条の前に次の1条を加える。

(助成の対象)

第11条 助成の対象は、特定不妊治療(三重県知事が指定した医療機関において夫婦が受けた医師が必要と認める特定不妊治療であって、次に掲げる治療内容に限る。以下この章において同じ。)に要した経費とする。

- (1) 新鮮胚移植を実施したもの
- (2) 凍結胚移植を実施したもの(採卵・受精後、1周期から3周期までの間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合に限る。)
- (3) 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施したもの
- (4) 体調不良等により移植のめどが立たず治療を終了したもの
- (5) 受精できなかったもの又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止したもの
- (6) 採卵したが卵が得られないため又は状態の良い卵が得られないため中止したもの

2 第4条第2項の規定は、前項の助成の対象について準用する。

第12条を削る。

第13条第1項第2号中「第15条」を「第14条」に改め、「(昭和42年法律第81号)」及び「(昭和26年政令第319号)」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「平成28年度」を「平成26年度」に、「は、初回の」を「であって、」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、同条第2項を

次のように改める。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の助成金の交付対象者について準用する。

第13条を第12条とする。

第14条の見出し中「額等」を「額」に改め、同条第1項中「別表のとおりとする」を「特定不妊治療1回ごとの経費とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、1回における助成は、第11条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる治療内容にあつては30万円を、同項第3号及び第6号に掲げる治療内容にあつては10万円を限度とする。

第14条第2項を次のように改める。

2 第6条第2項の規定は、前項の助成金の額について準用する。

第14条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(助成の回数)

第14条 助成の回数は、通算8回（亀山市特定不妊治療費助成事業及び市以外の地方公共団体が実施する同様の助成事業による助成を受けた場合にあつては、これらの助成事業において受けた助成の回数を通算するものとする。）を限度とする。

第15条を削る。

第16条中「第6条、第10条及び第11条」を「第8条第1項及び第3項、第9条並びに第10条」に改め、同条を第15条とする。

第4章中第17条を第16条とする。

附則第2項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「第8条、第13条第1項及び第14条第2項」を「第7条第1項及び第12条」に改める。

附則第3項中「第8条、第13条第1項及び第14条第2項」を「第7条第1項」に改め、「第8条及び第14条第2項中」を削る。  
別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱の規定は、令和3年1月1日以後に治療が終了した特定不妊治療について適用し、同日前に治療が終了した特定不妊治療に係る助成金の交付については、なお従前の例による。